

とりまとめコメント

事業名 麻薬・覚醒剤等対策事業

麻薬・覚醒剤等の薬物乱用が社会的な問題となっているところ、本事業は、麻薬取締部が検挙した薬物事犯者のうち、保護観察の付かない執行猶予者等を対象に、薬物の再乱用を防止することを目的として、対象者との面談や支援計画の策定等により支援を行っている。

また、法務省・検察庁と連携し、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された薬物事犯者も本事業の対象に加えるなど、事業の拡充を進めてきている。

一方で、この事業に限った問題ではないが、さまざまな処遇・教育等を受けた前歴者の追跡ができていないため、各事業の効果を十分に確認することができない状態にある。麻薬事犯前歴者の更生を例にとると、本来は本事業・刑務所内での改善指導・保護観察の一部としての対応など異なる処遇を受けた前歴者を追跡調査し、それぞれにおける再犯率にどのような差異が生じたかを確認することが望ましい。現在はそのための情報基盤が整っていないので、摘発された対象者のなかに前歴者がどの程度含まれているか（再犯者率）に注目することが多いが、事業効果の確認という観点からは限界がある。特定省庁の問題として考えるのではなく、政府全体を通じた情報基盤を構築することにより前歴者の更生について検証できる体制を整えるべきである。

厚生労働省としては、本事業が再犯防止としてどの程度役立っているか、フォロー、分析しつつ、麻薬取締部以外の捜査機関からの本事業への参加者がさらに増加するよう、例えば、他の関係機関からの参加者数についても評価していくことを含め、関係機関との連携をより一層強化し、指標として把握

するよう努力するべきである。

その際、プログラム遂行中の状況の変化を測ることのできるアンケート、指標などは設定はできないか。また、対象者を増やした場合の担い手不足、人材育成についても必要ではないか。

さらに、過去に本事業のプログラムから離脱してしまった支援対象者に共通してみられる傾向等について整理を行い、離脱の未然防止に活かすなど、より質の高いプログラムにしていくことで、一層の再犯防止に努めていくべきと考える。

併せて、社会全体として、保護観察の付かない執行猶予者等に対する支援があることを広く知ってもらうことが非常に重要であり、再乱用防止対策講習会や SNS・デジタル広告を活用した広報等の関連する事業との連携を図りながら、刑事弁護人など薬物事犯者等に接する機会の多い関係者を通じて、当事者やその家族に本事業を効果的に周知していくべきである。